

令和5年5月教育委員会定例会 議事録

日時 令和5年5月15日(月)

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和5年5月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和5年5月15日(月) 10時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	中崎教育長、廣田委員、森委員、伊東委員、嶋崎委員、芹野委員
出席職員	狩野教育次長、桑宮教育次長、岡野義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、石橋特別支援教育課長、田川高校教育課長、植松高校教育課人事管理監、直塚高校教育課企画監、市瀬福利厚生室長、高稲教職員課長、長池児童生徒支援課長、山崎教育環境整備課長
開 会 署名委員指名 前回議事録承認	<p>(中崎教育長)</p> <p>それではただいまから5月の定例会を開会いたします。それでは本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は、伊藤委員、芹野委員の両委員をお願いいたします。</p> <p>次に3月臨時会及び4月定例会の会議録は各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>前回の議事録は承認することにいたします。</p> <p>それでは各委員ご署名をお願いいたします。</p> <p>本日提案されている議題等のうち冊子2につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
冊 子 1 第 4 号 議 案	<p>(中崎教育長)</p> <p>ご異議ないようでございますのでそのように進めていきます。それでは定例教育委員会1の冊子について審議いたします。</p> <p>まず第4号議案について提案理由について説明をお願いします。</p> <p>高校教育課長。</p> <p>(田川高校教育課長)</p> <p>冊子1の2ページ、第4号議案について御説明いたします。本日も説明いたします高校入試の基本方針は、大部分におきまして昨年同様でございますけれども、3の入学者選抜方法を若干見直しております</p>

て、その内容については、該当箇所の説明の上に具体的にお示しいたします。まず、提案理由につきましては、そこに記載している通りでございます。

次に、内容の「1 入学者選抜」につきまして、(1)入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び各高等学校長が定めた検査の結果等を資料として、総合的に行うものとするとしております。(2)調査書の取り扱いにつきましては、教科の評定に偏ることなく、観点別学習状況、その他の記載事項についても十分尊重するとしております。「2 学力検査問題」につきまして、(1)前期及び後期選抜の検査問題につきましては、そこに記載のと に留意し、県教育委員会が作成します。(2)全日制課程及び定時制課程昼間部における前期選抜の基礎学力検査は、3教科で、後期選抜の学力検査は5教科で実施いたします。また、定時制課程の検査は、これまで通り作文及び面接を原則としています。「3 入学者選抜方法」につきまして、(1) 全日制課程及び定時制課程昼間部の前期選抜は、全学科において、特色選抜と文化スポーツ特別選抜の両方、または、特色選抜のみを実施します。ここに一部文言をつけ足しているところがございます。前期選抜における募集定員は、原則として全募集定員の5%から50%の範囲で、各学校が、学科別に定めることとしております。このいわゆる、原則としてという部分につきまして今年度文言を入れたところがございます。そして、ここには記載しておりませんが、各学校の実態に応じて、最大50%としていたところを、60%までを承認したいと考えております。その趣旨は、これまで、前期選抜において、不合格者を出しながら、後期選抜の実施後、結果として、定員未充足の学校が出ているという実態と、離島半島地域の未充足の平均が約60%であることから、上限を60%といたしております。4ページをお開きください。 のところです。調査書その他必要な書類のほか、基礎学力検査、面接、プレゼンテーション、実技、作文、小論文、総合問題の中から、各学校が選択して実施する検査の結果を資料として選抜を行います。(2)全日制課程及び定時制課程昼間部にかかる後期選抜は、調査書その他必要な書類のほか、学力検査及び面接の結果を資料として選抜を行います。(3)定時制課程につきましては、募集定員を1期と2期に分けて選抜をします。(4)通信制課程は書類での審査を行います。(5)連携型中高一貫校5校ございませぬども、これにつきましては課題レポートや作文小論文などで選抜することを原則としております。(6)離島留学を実施する5校につきましては、全日制課程及び定時制課程昼間部にかかる前期選抜の日に合わせて、離島留学特別選抜を実施いたします。3ページに戻りま

<p>質 疑</p>	<p>して、「4 日程」になります。(1)前期選抜の検査日を2月1日木曜日、合格発表を2月8日木曜日としました。(2)後期選抜の検査日を3月6日水曜日、7日木曜日、そして、合格発表を3月15日金曜日といたしました。その他の日程は資料の通りでございます。</p> <p>以上ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>それではこれにより第4号議案について質疑討論を行います。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。廣田委員。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>さっき説明がありました2ページの募集定員の5%から50%の範囲で何回も私言ってきたので繰り返しになりますけど。移動教育委員会で、長崎工業高校を視察した時に、あそこの先生方がそろって学校の自主的な判断に任せてくれというようなことをおっしゃったと思うんですね。そのあと私が中学校の先生に聞いてみたところ、前期選抜で多くの不合格者を出すことで、前期選抜で落とされた生徒たちが非常にショックを受けると。そこに問題点はないのかなと思っているところがあって。今年から、原則としてという言葉を入れて、ここには書いてないけど学校の判断で60%まで認めるということは進歩だと思うんですね。今これだけ定員不充足がある中ではやっぱり抜本的に改めて、学校の自主判断で取れるような制度にしていくのが本当じゃないかなというふうに思います。今回のことは、一步進歩だと思うけども、今後はやはりもう少し学校の実情を聞いてみる必要があるんじゃないかと思うんですね。この前期選抜のことについて、高等学校の意見とか中学校の意見っていうのを聞いて分析はしているんですか。</p> <p>(田川高校教育課長)</p> <p>ご質問ありがとうございます。この定例教育委員会の中でも、これまでも高校入試のあり方につきましては様々ご意見を頂戴して参りました。これまで現行入試で3回入試選抜制度を行って参りました。そこで、現在高等学校、それから中学校、あるいは保護者も含めていろいろな形で現在ご意見を聞いている状況でございます。そういった中で、廣田委員おっしゃいましたように、前期選抜の割合をもう少し上げてもらえないかというのが現場の声でございました。しかるべきタイミングで、この入試制度につきましても、さらにこの場で検討していただく機会が今後必要になってきようかと思っております。そういったことで、今後の連続性といったことも含めまして、今回は完全に撤廃するということではなく、まずは60%程度、先ほど申し上げましたように、離島半島部の充足率が60%ということから、とりあえず今回60%を上限に、学校の申請をもとに選抜するという形にさせていただきました。今後また先ほ</p>
------------	---

ど申し上げましたように、しかるべきタイミングを見計らって、この場で入試制度についてもご検討いただきたいというふうに考えております。

(廣田委員)

ありがとうございます。一定進歩だと思うんだけどやはり現場の高校と実際に中学生を送り出す中学校の先生方の意見というのは、もう少ししっかり聞いてやっていかないと。私は今回のこの入試改善というのは、少し進歩だと思うんですよ。今までは頑なに制度を作ったら、もう5年ぐらいは変えないということだったけど、今度は原則としてというのを入れて、そこまでやったというのは一つの成果だと思いますが、やはり実情聞いても制度をどんどん変えていくというのが必要だと思います。もう一つ問題点は、前期選抜であまりにも落とすすぎるといふ中学校の意見があるので、それについても聞いてもらって。私自身はむしろその前期選抜の方に5教科の試験をやって、後期選抜の方で3教科ぐらいにして、定員に足らなかった分とっていった方がいいんじゃないかと思っているんですよ。そういうことがどうなのかっていうのも、中学校と高校の実態を聞きながら、検討して行ってほしいと思います。原則はこれでいいと思います。

(田川高校教育課長)

今、前期選抜の不合格者の問題もご指摘をいただきました。ここ3年間で前期選抜における不合格者数が約2500名から3000名程度あります。おっしゃいましたように、実際前期選抜で落ちた子どもたちの心情や、それからそれをケアする中学の先生方、そういったところを考えますと、やはり現状の前期後期選抜における欠点といったところもあろうかと思えます。そういったところも踏まえまして、また抜本的な見直しをする必要もあろうかと思っておりますので、先ほど申し上げましたように、またしかるべきタイミングでお諮りをしたいというふうに考えております。

(中崎教育長)

他にございませんでしょうか。

(芹野委員)

以前もご回答されているのかもしれないんですけども、前期が3教科、後期が5教科ということに何か理由があるんでしょうか。

(田川高校教育課長)

前期選抜が特色選抜ということで行っております。ですので、様々な学校が必要とするといえますか、こういう生徒に来て欲しいというところを打ち出し、そして、それに沿った個性のある特色のある子どもたちを取っていくというのが前期選抜でございます。

で、そこは一定学力検査につきましては3教科で、それ以外の部分をまた見ていくというような前期選抜の趣旨がございますので、その部分については少し学力の部分の割合を減らしていくと。後期の方はもう従前通り、しっかりと教科の学力を見ていくというような、そういう使い分けというんでしょうか、選択選抜制度にしているという実情から、3教科試験を実施していると、そういうところでございます。

(芹野委員)

場合によっては前期で3教科を一生懸命勉強した生徒さんが、図らずも不合格になられて、後期選抜を受けるときに、教科数が増えるから、ちょっと遠慮というか自信がなくなって、受けることを避けているってというようなことも考えられるのかなと思いますので、その辺りを実態調査しながら、その次の時にまた改革していただきたいと思います。

(伊東委員)

直接入学試験と関係ないんですけども。中学から高校まで行くときは、試験にやっぱり3教科しか試験がないとなるとどうしてもあとの2教科はあまり勉強しなくなるっていうか、可能性あると思うんですよね。また、高校から大学にもそういう傾向があるとして、今大学に実際に入ってきた学生でいろんな学力が不足しているという話もよく聞いて、それを何かサポートするようなセンターを作っているところもある。それはその子にとっては、長い一生を考えると、不利なところを作ってしまわないっていうのが、一つ思うことと、それから今人生100年時代と言って、学んで仕事をしてそれからリタイアの時期、ではなくてそれがアットランダムに重なっているって出てくる。いろんなことまた、自分は今こういう仕事しているけど次こういう仕事をしたいっていう、そのときに自分の基礎学力がないと、次にいけないっていう人もいると思うんですよ。そこでやはり学び直しの時間が必要だという人も出てくるかなと思うので、廣田委員さっきちょっと言われたんですけど、前期で3教科というのは私的にはちょっとどうかとこの前の時から思っております。中学校の学力っていうのは、やはりみんな、誰もがやっぱり5教科も持って、高校大学と進んでもらいたいっていうところちょっとあるんですけども、すみませんこれは私の個人的な意見なんですけど。

(田川高校教育課長)

まず芹野委員からご指摘がありました、いわゆる3教科で落ちて、そして次落ちてから今度後期選抜に行くときには、5教科になるという、いわゆる子どもたち目線でいったところの負担、これは実際に現場の方から声が上がってきているところでございます。生徒の心情を考えると、そこら辺のところには問題点があるのかなと

いうふうに思っております。一方3教科のみの受検者が増えてきている現状につきましては、学力の担保といったところからどうかというような、伊藤委員からのお話でございました。やはり学力というのは、それぞれ国語、英語、数学、理科、社会と分断されたものではなくて、これが融合しながら、新たな発想やアイデアが生まれていく、それが新しい価値を生み出していくものだというふうに思っております。そういった学びということから考えても、やはり3教科入試やあるいは無試験で入ってくる子どもたちが増えているというのは、大学あるいは子どもたちの人生のことを考えますと、これも問題があるんじゃないかなと。総合的にいろんなものを入試制度で、見直していく機会になっているのではなかろうかというふうに思っていますので、事務局の方でじっくりとエビデンスを整えながら、またご提案をしていきたいというふうに考えております。

(中崎教育長)

他にご意見はありますか。森委員。

(森委員)

芹野委員と伊藤委員と同じような話になってくるんですけども、受験をした子どもたちに話を聞くと、前期での3教科というのが、問題のレベルが私はちょっとわからないんですが、挽回できないというか、やはり特色のある子たちの方が受かりやすいような試験になっているので、普通の子たちがチャレンジしたところで、挽回ができないと本人たちが感じてしまっているって話を聞いたことがあります。そこまで難しくもないような問題をみんなが解くと得点が結構僅差になってしまって、能力がないというか、特色的に強みを持ってない子たち、普通の子たちってというのは、結局後期を受けざるをえないような現状になっていると。そういう子たちも、自分のプラスアルファの能力のなさにはショックを受けたり、このテストで自分は前期では合格できないというのを、受けとめなきゃいけないっていう部分、落ちたくないけど、チャレンジしとかなないともったいないよなっていう部分があるのかなと、子どもたちから話を聞いていて思ったんですけども、5教科にこだわるわけではないんですけども、評価数が増えるとやはり点数の差が開くというところもあるので、今後、今年度ではなくて、今後話をしていく時にそういったことは入れていただくとありがたいのかなと思っています。

(田川高校教育課長)

今おっしゃったような部分も含めまして、前期選抜につきましては特色選抜という銘を打っていますけれども、割合が大きいものですから、子どもたちが早めに合格を決めたいということで、多数の生徒たちが受検をしてくると、その結果不合格者数も出てくるとい

採 決	<p>うような部分もございますので。そういった生徒たちの心情も考慮に入れながら、新しい入試制度を考える場合にはですね、検討していきたいというふうに考えております。</p> <p>(中崎教育長) 他に。芹野委員。</p> <p>(芹野委員) 別の項目なんですけど、2ページの原則として全募集定員の5%から50%の範囲で各学校が学科別に定めるっていうところと、それからこれでいうと4ページの(2)の、後期選抜の募集定員は全募集から、前期の合格者を減じた数とするっていうところは、これは生徒さんや、中学校の進路指導の先生とかそういった方々は、事前に知ることができるんじゃないでしょうか。</p> <p>(田川高校教育課長) こういった入試制度につきましてもそれぞれ丁寧にご説明をして中学校の方にも周知を図っておりますので、中学の先生方も十分ご存知のことかと思っております。</p> <p>(芹野委員) そういったしますと受けたいっていう学校があればあそこは前期では例えば50%取って、後期で50%取るという割合も知ることができるということによろしいでしょうか。</p> <p>(田川高校教育課長) 募集要項を作成しておりますして、各学校でそういったことも明記をしておりますので、先生方のみならず、生徒保護者にもしっかり周知ができるような体制になっております。</p> <p>(中崎教育長) 他にございませんでしょうか。まさに前期後期を導入して、3回たって学校現場からも今日委員の皆さんから出たような様々なご意見が出ております。それを踏まえて、抜本的な改革に向けて検討しているところです。ただ変えるとなると保護者あるいは生徒の皆さんに一定の周知期間が必要ですので来年度からというのはちょっと難しく、今回の改正の内容にとどめてはいますが、できるだけ早い段階で皆さんの方にお示しして、できるだけよりよい入試制度になるよう検討していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは質疑討論をとどめて採決を行います。第4号議案は原案の通り可決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
--------	---

可
第 5 号 議 案 決 案

(中崎教育長)

ご異議ないものと認めます。よって第4号議案は原案の通り可決することに決定されます。次に第5号議案について提案理由を説明願います。高校教育課長。

(田川高校教育課長)

続きまして第5号議案についてご説明をいたします。5ページをお開きください。提案理由は、令和6年度長崎県立中学校の入学者選抜するにあたって、その基本方針を定めようとするものでございます。県立中学校は長崎東中学校、佐世保北中学校、諫早高校附属中学校の3校でございます。日程以外は昨年度と変更ございません。

まず「1 入学者選抜」につきましては、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、総合的に判断して行うこととしております。「2 検査」につきましては、(1)実施する検査は適正検査、作文及び面接でございます。(2)配点は適性検査130点、作文70点の合計200点満点としております。(3) 適正検査は、学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った問題発見解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身につけた総合的な力を見る問題でございます。作文は読み取ったことや、考えたり、感じたりしたことを文章で表現する力を入れます。(4)面接は集団面接としております。「3 日程」につきましては、検査日を1月7日日曜日としております。また、入学予定者の通知につきましては、1月15日月曜日までとしております。これは通知が各家庭に確実に届く期限として設定してしております。なお、昨年度ご協議いただきました、男女の募集定員につきましては、今年度の募集要項から男女同数との規定を撤廃いたします。ただし、募集定員に対する男女の割合は、そのいずれかが60%を超えないものとし、その旨、募集要項に明記をいたします。以上ご審議をよろしく願います。

質 疑

(中崎教育長)

それでは第5号議案についてご質問等ありませんでしょうか。

(廣田委員)

これも昨年議論して、一番関心があったのは実施要項に記入する男女比ですよね。「入学者選抜について」というのを読む限り、ここにもはっきり男女差はないっていうことを言っているわけですよ、入学者選抜については、これで総合的に判断すると。その選抜の一番大事なところから、その実施要項で、男女比の制限を設けるということはこの時代にはもう合っていないんじゃないかということをや昨年激しく議論したような気がするのではっきり書くべきじゃないか

なと思ったんですけど。今、実施要項に書いているということなので、選抜の基本方針の中にこう書いている以上は、少しまだ違和感があるという感じがします。そのことに対してどう思いますか。

(田川高校教育課長)

おっしゃる通り「1 入学者選抜」のところで、いわゆる入学者の選抜におけるルールというところで、そこには性別云々というのは記載しておりませんので、基本的には性別の違いで合格率が異なるとか、そういったことはあってはならないんだろうというふうに思っております。ただし、定員につきましては基本方針ではなく、別途要項に定めることになっておりますので、そちらの方で記載をし、対応していきたいと考えております。

(中崎教育長)

要項が出るのが何月になるんですかね。

(田川高校教育課長)

7月です。

(中崎教育長)

ですから7月の時には、男女同数とするというところの表現が抜ける形になるんですかね。

(廣田委員)

その辺が私は二重基準のような感じがして少し気にはなるんですよ。本当に時代の流れで、昔は女性の方が成長が早くて男性の方がちょっと不利になるというようなことで、そういう基準があったんだろうと思うんですが、はっきりこうやって選抜について書いている以上は、こういう基本方針を発表した後に、実施要項でそのように定めるとというのが、何か少し違和感があります。ある意味、昨年よりはちょっと進歩はしたということなんだろうけれども、少し気にはなっている。

(中崎教育長)

発表の仕方です。そういったメッセージは今出す予定ですか。

(田川高校教育課長)

募集要項の中でしか発表しませんので、ホームページ等では公表しませんが、記者発表とかそういった形では行いません。

(中崎教育長)

一度もう新聞等では方針は出ているんですけども、方針が変わったというのは、さっきも言ったように、受検者にとっては大きな方向変換で、もうそうするんでしょうからですね。何か合わせてし

っかり、来年以降は男女同数ではないですよというメッセージは何かちょっと必要な感じもしますけどね、2ヶ月遅れてわざわざ言うよりも。そうするという事ですよ。

(田川高校教育課長)

やはりこの点、重要な部分だろうと思っておりますので、今年度もしお認めいただきましたら、この基本方針の中で、男女同数の撤廃については記載をしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(中崎教育長)

委員の皆さんいかがでしょうか。去年議論してせっかく大きな方針を示して、保護者に来ていただくという意味では、できるだけ早い段階でお示ししたいような気はするんですけど。

(芹野委員)

ちょっと去年は聞いてないものですから改めてということになりますけど、すでに議論されているんだと思いますが、中学受検と言う12歳前後で受検をするってなった場合に、もちろんその男性女性の人格としての差は全くなくてイコールでいいと思うんですけど、本当に子どもの発育の過程で差がないということが言えるのかどうかという根拠を、その専門の先生なのかちょっとわかりませんが、そういった方のやっぱり付託をつけないと発育の差がないっていうことは、私自身はちょっと何かありそうだなということがあるので、発育の差がないから同数ではなく、試験を受けて、その順番で入学できるよ、だから男性が多くなるよ、女性が多くなるよがそれは構わないんだってというようなことに持っていくのであれば、そのところの根拠をしっかりと持たれた方がよろしいのではないのかなと思います。本当にその人間が、成長していく段階で12歳という時に、はっきりその男性と女性の別が、専門家の目から見てもあるというようなことになれば、あるけどなぜそうするのかって理由が逆に必要だということになると思いますので、そこら辺をしっかりと考えておかないとその保護者の感情とか先生や、社会通念的な問題で。もっと大人になれば、もちろんその男性と女性というのは区別なく社会で扱われなければいけないなと思うんですけど、12歳というところがはたして、本当にそうなのかっていうのはちょっと私自身疑問が少しあるので、そこを押さえて進められた方がいかなと思います。

(中崎教育長)

まさに今言われたような議論も踏まえて、教育委員会として撤廃については2回にわたって様々な議論した結果、来年度受検から外すということで決めて、そういう方向性を出したところではあります。だからもう、そういう方向性を出しているのであれば、できる

だけ早くお知らせしたほうがいいのかなという。

(芹野委員)

ですから外されるのであれば、その60%って数字の根拠性がなくなるわけですから、60%って何なのっていうご質問等が出たときには、ちょっと説明がしにくいので、そこもしっかり理論武装しとかないと。

(中崎教育長)

当然なんで6割かということも議論してそれで一定の根拠の中で、例えば他県の状況であるとか、男子と女子の体育や音楽の構成が難しい等により一定6割ということも、この教育委員会で決めていただいたんですね。そういったことであれば早くお知らせしたほうがいいのではないかという感じはしているんですけど、要項で2ヶ月後に出すのであればという感じはしていますけども、いかがでしょうか。

(芹野委員)

出されていいとは思いますが、根拠は明示された方がいいと思います。去年議論されたこういう根拠でっていう。

(中崎教育長)

それを外に出すときに、当然しっかり説明責任として、もう1回改めてそういったところはしっかりメッセージとして出す必要あると思うんですけど、それは要項を出す時も同じなんですけど。ただそういうことをするのであれば、保護者の皆さんには2ヶ月でも早くきちんとお知らせしたほうがいいんじゃないかと思います。例えば、これはこのままでも、記者会見するときに付記して出すとかですね。しっかりそれはメッセージとして学校側にはお伝えするというのを確かに去年行ってですね、いろんな形でマスコミ等もご理解をいただきながら、外向けに発信したところなんですけども。したらその出し方は、こちらの方でメッセージとしては先ほどのなぜこうするかっていうところも含めて改めてしっかりお知らせするというところでよろしゅうございますかね。

(廣田委員)

せっかくあれだけ議論していた結論なんで。そのことについては、記者発表か何かの時に、基本方針を発表する時にやはり触れてほしいような気がいたします。それからこの実施要項がなぜ2ヶ月置く必要があるんでしょうか。基本方針と一緒に出してしまえば、そういった問題もないと思うのですが。

(田川高校教育課長)

募集要項がこういう形のものになっていますけども、この募集要

項については、今申し上げましたような募集の定員ですとか、志願の手続きとか、あるいは検査上のことですとか、そういったまだこれから詰めなければならないものもたくさん記載しておりますので、今後まだ検討の余地のある部分も含めて、募集要項につきましてはこれまで7月に出して、その際に定員も公表していたという状況になっております。

(嶋崎委員)

昨年議論したんでしょうけどちょっと忘れてしまって、小学校6年生のその学力のは均衡しているんですか、実績として。

(田川高校教育課長)

昨年議論した際には年によって、ほぼほぼ合格最低点が男女同じぐらいの年もあれば、合格最低点は女子の方が少し男子より高かったと。あるいは逆の場合もあるというような、年によって性別による難易度が異なる実態があったという、そこを根拠に議論をしていただいたという、そういうベースでございます。

(嶋崎委員)

それから面接も検査の一つに含まれていて。配点に含まれてないようですが、どういう目的で面接を実施されるんですか。

(田川高校教育課長)

県立中学校に入ってきて、その教育課程をしっかりと履修できるような生徒であるかどうか、総合的にその生徒の持っている人間性やそういったものも含めて、総合的に判断をするために面接を行っているという、そういう状況でございます。

(嶋崎委員)

ボーダーが非常に近接していて、そこで、当落に面接の結果を使用するというのでしょうか。

(田川高校教委課長)

おっしゃる通りで、もうほぼ点数が同じという場合には、面接の点数で、意欲ですとかチャレンジ精神ですとか、そういったいわゆる検査で見えなかった部分について評価を行っているという状況です。

(森委員)

今年度受検される子どもさんとその保護者さん、対応される中学校の先生たちにちゃんとこういう変更点があるっていうことが、伝わるようにお知らせをするっていうのが大事なかなと思います。中学校の入学者選抜って言えば、一家庭でしょっちゅう受けるようなものではないので、前年度とどこが変わっているのかがやっぱりちゃ

<p>採 決</p> <p>可 第 6 号 議 案</p> <p>決 案</p>	<p>んと伝わるようにしておかないと、初めて受ける方でももしかしたらそこまで深く読まれないかもしれない。今までは男女同数だったけど今年から変更になっていますよ、だけどうちは今年しか受けない、という時にそって多分、情報として前もってであると、ちょっと意識が変わったりとかするのかなと思います。2人3人受けさせているご家庭なんかは、前と変わっているんだってということが知ることができるので、やっぱり伝えるっていうところをしっかりと受検者にも届くような伝え方、保護者さんにも届くような、パンフレットっていか要項を見てみて載っていますよねではなくて、もう中学校の先生からでも、ここ変わっているんですよって説明していただけるような伝わり方、伝え方になっていくとより丁寧なのかなと思いました。</p> <p>(田川高校教育課長)</p> <p>そのように生徒保護者、そして中学の先生、小学校の先生方にも、こういうふうにご変わったというところがしっかりと周知されるように伝えていくよう努めて参りたいと思います。</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>確かに基本方針を見てこれを読み込むというよりは、基本方針はこういうふうにしますけども、マスコミの出し方あるいは保護者等に基本方針を出した際の鑑にしっかりと変更点を書くなど対象者が変わったところがわかるというようなところに努めていきたいと思っておりますけど、そういうことでよろしゅうございますか。</p> <p>それではこの第5号議案について、原案の通り可決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり。</p> <p>(中崎教育長)</p> <p>それでは第5号議案は原案の通り可決することに決定されました。次に第6号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p> <p>(石橋特別支援教育課長)</p> <p>冊子6ページ、第6号議案、令和6年度長崎県立特別支援学校幼稚部高等部及び高等部専攻科の入学者選考についてご説明いたします。提案理由は資料に示している通りでございます。</p> <p>「1 令和6年度長崎県立特別支援学校入学者選考」については、入学者選考を実施する前に調査書等の書類を提出してもらい、志願者の障害の状態や程度等を把握いたします。そして、選考当日に実施される学力検査や面接等の結果を踏まえて、各学校の選考委員会において、総合的に選考しております。</p> <p>(1)「ア 日程」につきましては、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科と希望が丘高等特別支援学校を除き、県立高等学校全</p>
--	---

質

疑

日制課程後期選抜の日程に準じて実施をいたします。「イ 募集定員」につきましては、各幼稚部は、体験入学の参加者や、乳幼児教育相談件数等をもとに、また各高等部は10月と12月に実施する進学希望状況調査結果をもとに、令和6年1月に決定することとしております。次に(2)の虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の入学者選考の日程等につきましては、資料に示す通り、他の特別支援学校より約2か月早く入学者選考を実施するようにしております。その理由としましては、2校が、職業的自立を目指す生徒の育成という目的を実現していく上で、別に選考が必要であると考えているからでございます。募集定員は昨年度と同じく、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科については8名、希望が丘高等特別支援学校は32名となっております。なお、その他に示しておりますが、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校を受検し、不合格となった生徒については、特別支援学校高等部普通科を志願できるようにしております。また、すべての特別支援学校で合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行うようにしております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

(中崎教育長)

はい。それでは第6号議案について、ご質問等ございませんでしょうか。廣田委員。

(廣田委員)

議案については特にないんですけど、募集定員の決め方について幼稚部の方だけ体験入学の参加者数や乳幼児教育相談件数等を基にと書いてあって、高等部の方は、就学希望状況調査を基にと書いてあって、体験入学っていうのは高等部ではやっていないんですか。なぜ幼稚部だけ体験入学の参加者数などを基に決めるのか。素朴な疑問なんです。

(石橋特別支援教育課長)

幼稚部につきましてはご自宅で教育されている子どもさんが多いということで、積極的にろう学校が中心に、障害がある方について周知を図って学校で就学相談等をっております。高等部におきましても中学校3年生を中心として、体験入学等はっております。ただし、体験入学をした上で受けるか受けないかっていうしっかりした把握っていうのが、学校での3者面談とか、そういったことを受けての結果になりますので、10月12月の進路希望調査で、しっかり把握するというような手順をとっておる次第です。

(廣田委員)

はい、それでわかりました。要するに、幼稚部の子どもたちには前提となる学校の組織がないからこういうもので決めざるをえない

<p>採 決 可 決 報 告 (1)</p>	<p>ということですね。このような幼稚部の入学を決める場合に、誰に どのような障害があってという情報は市町では把握はしてないんです かね。保護者がこういう学校があるということを知らず、体験入学 に来なかったら、もう入学できないということにならないのかなと ちょっと思いましたが、どうですか。</p> <p>(石橋特別支援教育課長) もちろん市や市の教育委員会、福祉部局も含め、把握は一定され ているかと思えますけども、なかなか周知不足というところござ いますので、そういったところについての周知は、特別支援教育課 としても、市の教育委員会を通じてやっているところではございま す。</p> <p>(中崎教育長) 他にご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(芹野委員) この二次募集っていうのは実際あるんですか。</p> <p>(石橋特別支援教委課長) かなり数は少ないんですけども、実績としては二次募集、やって いる時がございます。昨年度はございませんでした。</p> <p>(中崎教育長) 他にご質問等ございませんでしょうか。それでは質疑、討論をと どめて採決いたします。第6号議案は原案の通り可決することに 異議ございませんでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり。</p> <p>(中崎教育長) はい、ありがとうございます。第6号議案は原案の通り可決する ことに決定されました。 続いて、報告事項に入ります。報告事項1について説明をお願い いたします。高校教育課長。</p> <p>(田川高校教育課長) 資料8ページ、報告事項1をご覧ください。これからの離島留学 検討委員会第1回会議を4月20日に開催しましたので、その概要 についてご報告をいたします。「4 説明内容」についてですが、事 務局からは、離島留学制度の概要、これまでの入学者卒業者の推 移、離島留学生の転退学状況、離島留学生の居住状況、壱岐事案の 概要等について説明をいたしました。その中で、資料9ページの (4)の平成30年から令和2年の3年間に入学した離島留学生に</p>
---	---

質

疑

ついて、中学時代の3年間に、欠席を50日超過している人数については、全体の約22%となる58名いるという状況でございます。そのうち58名の中で卒業した生徒は約43%となる25名で、転退学者合わせまして、57%に上るといふ実態につきましても説明をさせていただきました。

「5 委員会での主な意見」についてですが、このように不登校の生徒や、特別な支援が必要となる制度が多数入学している実態を踏まえ、委員の方々からは、離島留学生や生徒への相談対応など、フォローアップ体制の構築や、様々な事情を持つ生徒への指導方法について、里親や教職員に対する研修の充実について、検討を行うなど、制度の見直しが必要であるとの意見をいただきました。また、吉岐市については、今回の事案が発生するに至った背景についての検証をしっかりと行うことが必要であるといった意見や、制度の見直しは、留学してくる子どもの目線で考えないといけない、希望を持って留学に来ているので、それに沿える制度にしていく必要がある、との意見をいただいたところです。

「6 今後の予定」についてですが、離島留学生やその保護者、里親さん、教職員に対する課題を抽出するためのアンケート調査を行いましたので、その分析結果も踏まえて、対馬市、吉岐市、五島市において検討部会を5月下旬から6月にかけて、開催することとしており、最終的には8月末をめどに、離島留学制度の改善策や支援内容をまとめる予定としております。報告は以上です。

(中崎教育長)

この離島留学の案件ですけど、本当に改めまして亡くなられた椎名隼都くんのご冥福を心からお祈りしたいと思います。我々もしっかりとこの事案を受けとめてこれからの離島留学につなげていきたいと考えているところでございます。この件に関しましてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(廣田委員)

今課長さんの説明の中にもあったんですけど、離島留学制度について私はいい制度だと思っているんですけど、困難を抱えた生徒たちが結構いるという実態ですよね。中学校3年間の間に50日も欠席をしている生徒たちが、58人入学してきているという説明がありました。そのうち卒業できたのは25人。転学をすれば卒業できたかもしれないけれど、そういう非常に困難を抱えた生徒たちが58人もいて卒業できていると。住居を変えてまで生活をして、進学をしているという状況を踏まえたなら、救いにはなっていると私は思います。だからそういったところをしっかりと踏まえていかないと。やはり検証していくことも大事だと思うんですけど、そういう子どもたちを相手にしている先生方にあまり多大な負担をかけないようにして欲しいと思うんですよ。おそらく今度その先生たちの方がおかしくなっているんじゃないっていう感じがするんです。ですからこ

ういう会議を開いていくのはいいんだけど、そういう実態を掴んだとして、やはり地域と市町とも協力をしてね、学校だけにそこを負わせるのではなく、学校や、里親さんたちに負担がかかるような話し合いじゃなくて、全体で見守っていくというようにやっていかないと、この制度続かないという感じがしたので。そういうことについてはどう考えていますか。

(田川高校教育課長)

今廣田委員の方からおっしゃっていただきましたように、この離島留学制度、今回は壱岐市で痛ましい事故が起きましたけれども、欠席者の多い生徒の中にはですね、その58名のうち中学校の時に半分程度以上休んでいる生徒が11名、58名のうち11名が、半分以上を休んでおります。そのうち5名は卒業しているというそういう状況で、卒業した5名の中には卒業の段階での欠席がゼロという生徒もいます。やはり環境を変えることで、子どもたちが新しい目標を見つけて、しっかりと卒業していくようなそういう事例もございます。そういったことを考えますと、離島留学制度というのは、子どもたちの新たな目標を設定させて、そして向き合い、人生を立て直すような良い機会づくりになっている、そういう制度だろうというふうに思っています。ただ一方で、やはりそういう子どもたちを日夜支えている学校の教員の負担というのも、非常に大きいものがございます。実際に離島留学実施校の先生方の状況を聞きますと、本当に滅私奉公といいますか、子どもたちのためにという思いですね、一生懸命支えてくださっている先生が多数いらっしゃるということについては、我々も大変頭が下がる思いでおります。

今回はこういう機会をいただきましたので、しっかりと持続可能な離島留学制度にするためには、教員に対する支援、あるいは里親さんに対する支援としてどんなものが必要なのか、そういったことを十分に検討し、地域を巻き込んで子どもたちを支えていく、学校を支えていく、そういう制度作りをしていきたいというふうに考えております。

(廣田委員)

この2ページの資料に書いてある対馬高校の生徒たちがどうなったのかという資料を見たら、すごいなと思ったんですよ。発足当時はプギョン大学に進学したぐらいの実績だったんじゃないかと思うんだけど、ここで見たら韓国の中でも非常に有名な大学に進学していますよね。おそらくこういう生徒たちが日本と韓国のかけ橋になるような存在になっていくんだろうと思うので、これだけの子どもたちが頑張っている実績を大事にしながら、繰り返しになりますけれども、高校や地域にだけ責任を押し付けるんじゃなく全体で盛り上げる制度にして欲しいなと思います。

(中崎教育長)

対馬高校の校長もされていた高校教育課長ですけど、何かございますか。

(田川高校教育課長)

私の隣にはこの2年間対馬の校長をしてきた植松人事管理監がおられまして、校長のリーダーシップで今廣田委員おっしゃいましたような大学につきましては、日本ではいわゆる早稲田とか慶応とか、そういったところに当たる大学になります。親元を離れてきて3年間学んだ子どもたちがそういったところに行くというような状況につきましては、子どもたちは寂しい思いをしながら一生懸命頑張った成果でもあろうかと思っています。そういう成果とともに、しっかり自分の目標に向かって卒業していくような生徒を、今廣田委員おっしゃいましたように、教員だけではなく県も市も、それから地域も連携をしながら、支えていけるような制度にしていきたいと考えております。

(中崎教育長)

他にご意見等ございませんか。

(芹野委員)

11ページの説明資料の中で各学校の教育内容というのがあって、通常の教育課程以外の特色のある工夫をされてらっしゃるなと思うんですけども、こういうふうにプラスアルファのことをすることによって、学校とか先生とかの負担とか、もしくは専門の方を雇い入れてらっしゃるのかどうか分かりませんが、そういったご負担があられるのかどうかを一つ聞きたいのと、生徒さんがこういうカリキュラムを通じて、それが有効なのかどうかというのも含めてお尋ねしたいなど。

(田川高校教育課長)

芹野委員からご質問いただきました通り離島留学実施校が合計5校ございます。中国語や韓国語を勉強する学校があったり、スポーツを専門とする学校があったり、あるいは五島南高校は不登校の生徒を中心として受け入れる学校でございます。例えば韓国語の対馬高校でいきますと、ネイティブの講師を2名雇っており、教員も加配という形で、重点的に少し人数を多く置いております。また、五島南高校におきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、また特別支援学校の教員も配置するという形で、不登校の生徒たちを受け入れる体制や対策を考慮しながら、各学校運営しているという実態でございます。

(芹野委員)

もともと離島留学についてはいろんな困難を抱えていらっしゃる生徒さんが含まれてくると思うので、その方達が離島留学を通じ

て、一般教育課程にプラスアルファの何かが学び取れるチャンスがあれば、とてもいいことなのかなと思いますし、そういったことが子どもたちのためになるということでこの制度自体も押し進めていただいているのではないのかなと思うし、それが効果的に広がっていくことを期待します。もちろんその事故とか、どうしても学校に来ることが困難であるというような生徒さんもいらっしゃると思いますが、先ほどの発表の数字から言うと半分の生徒さんにとってはとても有用な制度だなというふうに感じているところでありますので、ぜひ進めていただいた方がよろしいのかなと私は思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

(田川高校教育課長)

今委員がおっしゃいましたように、まずやはり高校に入ってくる段階で約半分ぐらいの生徒たちが、何らかのものを抱えているという実態でございます。当日の委員会の中ではしっかりと入学してくる前のアセスメントをしっかりとやる必要があるんじゃないかというようなご意見もいただきましたので、まず入学する前の段階からしっかりと合意を形成しながら受け入れ体制を整えていくことも大切でしようし、そしてまた、入ってきた子どもたちがより一層学びの充実ということを考えていけるように努めていきたいと考えております。

(伊東委員)

最初の話聞いていて、欠席が50日超過している学生の数が出てきました。そのあとに五島南高等学校が不登校を中心に受け入れているという話がありましたが、この50日以上超過しているような学生っていうのは、五島南高校に限られているわけではなくて、離島留学を実施している高校における人数を集めてこの数字になっているということでしょうか。

(田川高校教育課長)

そういうことございます。五島南高校はそういった子どもたちを中心に受入れる学校ではございますけども、その他4校においても同じような中学校の時になかなか出席できなかったような子どもたちが来ているような状況があるという実態がございます。

(中崎教育長)

他にございますでしょうか。

(森委員)

今回このような痛ましい事故が起こって、注目されて、検証ということで行われていると思うんですけども、やはりよかったこともたくさんあったはずで、私も知り合いが何人か離島留学制度を使って高校に通って卒業しています。その中には中学校のとき不登校

で、高校は離島留学をして、今は資格を取ってお仕事を頑張られているという子がいるので、この離島留学制度が継続していくために課題の検証ももちろん大事だと思うんですけども、もっともっと魅力を発信するっていうところも併せて、やっていただきたいなと思います。行ってよかったという子たちって、私が知っているこの中では結構多いんですね、韓国の大学に進学して、また日本に戻ってきた子もいますし。ですので制度としてやはり魅力があるので、今回このような事故が起こったことで、再発を防止するために課題を検証し、見えなかった負担というのがどれくらいあるのかっていうところをしっかりと調査していただいて、地域の方々が子どもたちを育てやすいというか、受け入れやすいような環境を行政としてどうやったら作っていけるのかっていう部分も含めて、頑張っていたらなと思っています。

(田川高校教育課長)

今森委員おっしゃっていただきましたように、子どもたちを育てていくときには、親元を離れている離島でいきますと、教師だけではなく、そして里親だけではなく、いわゆる斜めの関係と言われる地域の人たちの支えも非常に重要ではなからうかと思っておりますが、これまでそういった斜めの関係づくりということが、体制として弱かったところもあるのかなと考えておりますので、子どもたちをしっかりと支え、より充実して、魅力的な離島留学制度になるよう、今回こういった機会を活用しながら進めていきたいというふうに考えております。

(中崎教育長)

他にございませんでしょうか。いろいろ委員の皆さんからご意見出ましたように離島留学は長崎県が全国に先駆けて導入した制度でございます。当然特色ある教育ということはもちろんですが、先ほどから話が出ていますように、本当に離島が持つ豊かな自然環境や地域の温かさ、それが魅力の一つになっておりますので、今度の部会の中に行政とか学校現場だけじゃなくて地域の方々もこの部会の中にも入っていただくようにしています。ぜひ、地域の方々のご理解をいただきながらですね、様々な子どもを地域全体で支えるような、そういった仕組みづくりに努めて参りたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは続きまして報告2についてよろしくをお願いします。高校教育課人事管理監。

(植松高校教育課人事管理監)

冊子資料2 1ページ、報告事項2、令和4年度体罰に係る実態把握調査結果についてご説明いたします。

項目1の期間概要については記載の通りですが、児童、生徒、保護者に対するアンケート調査については、年度末に実施し、各市町

報 告 (2)

教委や各学校が必要に応じて学校評議員等の外部の第三者による検証を行い、県教委に報告したものであります。項目2から6の資料については、それぞれ校種ごとに整理して記載しており、令和4年度分の隣には参考までに令和3年度分のものを示しております。

項目2、体罰により懲戒処分及び指導を受けた教職員数についてです。該当する教職員は小学校で11名、中学校で6名、高等学校で17名、特別支援学校がゼロの合計34名です。昨年度より14名増加しております。そのうち、懲戒処分を受けたものは、中学校で2名、高等学校で2名の合計4名で、昨年度より1名減っております。県または市町教育委員会による勧告等を受けたものが、小学校で11名、中学校で4名、高等学校で15名の合計30名で、こちらは昨年度と比べ27名増加しております。これは、体罰、不適切な指導に関する処分等の取り扱いを、令和4年4月に改定し、校長指導をなくし、原則、教育委員会による勧告等の指導措置へと、厳しくした結果によるものです。また、体罰の件数は小学校で11件、中学校で6件、高等学校で16件の合計33件で、昨年度と比べ11件増加しております。大変ゆゆしき状況だと認識しております。

項目3、体罰を受けた児童生徒数についてです。体罰を受けた児童生徒数については、合計65名です。そのうち負傷した児童生徒数は5名で、負傷の内容は、爪跡が残る、唇からの出血などでした。また1人の教職員が多数の児童生徒に対して、体罰を行った事案が数件あっております。

項目4、体罰の状況についてです。授業中に発生した事案が12件あり、休み時間放課後に発生した事案が7件です。一方、部活動中に生じた事案は7件です。その他については、ホームルームや校外学習といった教育活動中の児童生徒の指導の場であります。

項目5、体罰の対応についてです。すべての校種において、すべて叩くというものが多くを占めています。その他については、不適切な発言指導、胸倉を掴むなどの対応が含まれております。

項目6、体罰把握のきっかけについてです。調査の結果、教職員の申告に基づくものだけでなく、児童、生徒、保護者の訴えにより把握したものも多くあります。体罰に対する認識の甘さはもちろんのこと、教職員の人権に対する認識の甘さを表すものととらえております。教職員からの申告があり、かつ、児童生徒、保護者からの訴えもある場合については、教職員の申告欄に含めております。なおその他については、外部からの通報により把握したものでございます。

次のページの項目7、主な事案の概要についてです。懲戒処分を行った事案については、すべてのもの、訓告等を行った事案については、主なものを記載しており、記載しているもの以外の事案については、体罰等の対応について掲載分と同等程度のものでもあります。懲戒処分を受けた教職員が令和3年度の5人から、令和4年度は4人と1人減りましたが、この4人は過去にも体罰等で指導を受

質

疑

けたものです。このほか、訓告等を受けたものを加えると、昨年度より14人増えました。これは不適切な指導及び発言も体罰と同等の扱いとして、教職員を指導したことも影響しております。県教育委員会としましては、平成25年度に体罰の根絶に向けたガイドラインを策定し、内外の研修を通して体罰の根絶を訴えてきました。また、平成29年4月に体罰根絶のための重点的な取り組みについて通知し、目標管理制度を利用した校長面談や、体罰、不適切な指導で処分や指導を受けた教職員を対象に、アンガーマネジメント研修等の受講を義務づけ、校内の計画的なフォローアップを行う、体罰、不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修を実施して参りました。しかし、体罰、不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修を受講したにもかかわらず、体罰、不適切な指導を繰り返す教職員がいます。このような状況から、懲戒処分の基準を、令和4年4月に改正し、過去に体罰、不適切な指導で処分等を受けた教職員に対しての処分を厳罰化したところです。そして、昨年度から目標管理制度に代わる新たな人事評価制度において、人事評価表に体罰によらない指導について、具体的な取り組みを記入させ、校長等の管理職との面談において、その取り組みへの状況や成果等を確認するようにしております。また、再発防止研修のあり方を検証し、さらなる指導の充実、徹底を図るため、体罰、不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修実施要綱を一部改正し、令和5年4月1日から運用しております。今後とも市町教委等と連携して、校長会や各種研修会などのあらゆる機会をとらえて、体罰、不適切な指導の根絶に向けた指導取り組みを繰り返し徹底していきたいと考えております。以上でございます。

(中崎教育長)

報告に対するご意見、ご質問等ございませんでしょうか。廣田委員。

(廣田委員)

私の認識としては、体罰については何回も取り上げられて、だんだん減ってきているととらえたんですけど、例えばこの令和3年度から令和4年度の状況を見ると増えている。体罰を受けた生徒数も、46人から65人に被害者も増えている。こういった状況が果たして一過性なのかどうかということなんですよね。去年から今年にかけてちょっと増えましたというレベルなのか。あるいは教育委員会が体罰について厳しく取り組んで、厳罰化していったということが出てきている数字なのか。はっきり言うと、教員の認識の甘さという言葉がありましたけども、私はこれを一過性としてとらえていいのかね。減ってきたと思っていたものですから、その分が非常に気になるんですよ。これは現状どう見たらいい。来年また増えていくんでしょうか。

(植松高校教育課人事管理監)

委員ご指摘の通り令和2年、令和3年と体罰等で処分される職員
の数は減ってきておりました。ところが本年度、11名のプラスと
いうことになっており、これが一過性であるかというのは、私ども
ではちょっと把握ができていないところですが、先ほども申しまし
たように、不適切な指導、発言というの、体罰と同等であるとい
うところで少し厳しくしたところもあり、増加したというところに
影響があると考えております。なお、さかのぼってみますと、実は
この33名という数字ですが、平成30年頃と同じぐらいの数字と
なっておりまして、その頃ともあまり変わっていないととらえるこ
とができると思っております。なお、昨年12月に生徒指導提要と
いうのが改正されまして、その中に生徒に懲戒を行うにあたって
は、組織的に、そして児童生徒の特性や心情に寄り添いながら、適
切に行うということが求められてきております。こういった生徒の
人権等を配慮しながら、今後も取り組みを続けなければいけないと
いうことは、訴え続けていきたいと思っております。

(中崎教育長)

取扱いが変わったことにより、増えた件数っていうのは何か把握
できるんですか。この30件のうち、去年、今までであれば違った
けども、扱いが変わったことによって増えた件数が何件とかってい
う分析はありますか。

(植松高校教育課人事管理監)

具体的な数字というのは把握しておりませんが、少なくとも2、
3件があつてございます。

(中崎教育長)

ということは増えているということなんですね、その取扱いが変
わったことを除いても。

(廣田委員)

私はその増えているっていうのが非常に問題点だと思うんです
よ。一過性のものであればいいんですけども、根本的には例えば教
員のそういう意味での質が下がってきているのか、今教員のなり手
が少ないということもあって、あまり向いてない人が教員になって
体罰をしているのか。年代別にどういう層が体罰を行っているのか
って調査はしているんですか。20代、30代、40代とか。

(植松高校教育課人事管理監)

調査をしております。小学校につきましては50代が一番多くな
っております。高校については、40代と50代がその多くを占
めているところになっております。ただ、すべての年代にわた
っていることは事実でございます。

(廣田委員)

40代50代というとおそらく難しい採用試験を通過してきた人達で、それ相応に評価されて入ってきた人たちなのでそういう人達が体罰等を起こすことと、20代のまだ経験不足の人達が起こしてしまうというのはまた違うだろうと思いますから、やはり研修も大事だけど、その40代50代の人たちが年を取ったらそれだけ成長して、我慢もできるようになっていくと思うんだけど、その辺のところをちょっと研究したらどうですか。40代50代がそんな体罰が多いというのは問題じゃないかと思うんですよ。

(植松高校教育課人事管理監)

確かに40代50代の方が多いんですけども、指導方法について以前と変わっていないというところもあるのではないかと考えております。改善のヒントとして、私どもとしては生徒指導提要の改定の中で、大声で威圧的に指導する、であるとか、指導が画一的であるといったものも書かれておりますので、そういったところも含めて、広げていきたいと思っております。

(廣田委員)

先ほどの離島留学の問題とも絡むんだけど、親の体罰とか、先生の体罰とか、いろんなものが影響してくるんだと思うんですよ。ですから、令和3年から令和4年に増えたということは今一過性であるように、やはり体罰というの減っていかないとね、学校の教育なんだから。そこのところを踏まえて、来年度はもう体罰の話はあまり聞きたくない。教職員の処分の話を聞きたくないですので、減るような努力をぜひし続けて欲しいと思います。

(伊東委員)

こういう話題を聞くときによく思うのはやはり再発が多いっていうのは気になっています。ここのまとめにも再発防止の研修のあり方を検討していきたいと書いてありますが、例えばどこかの県がその取り組みを行ったことで、その再発がすごく減っていますという事例というのはないのかなと思いつつ聞いていました。

(植松高校教育課人事管理監)

すみません、手元に他県の研修例については持ち合わせていないんですけども、これまで指導力向上研修については、アンガーマネジメントでありますとか、校長との面談等を実施してきたところであります。ただ今回のその指導力向上研修の改正におきまして、専門家によるカウンセリングを進めたりでありますとか、これに応じて人権教育や幼児教育等の研修を義務化するなど個々に応じた対応というのも改正をしているところでございます。

(伊東委員)

もしそういう取り組みがうまくいっているっていうことがあれば、参考にされたらなと思った次第でした。

(中崎教育長)

九州の教育長会議もごさいますので少しそういったことも話題にしてみて、各県でする取り組みがあれば参考にしたいと思います。他にございませんでしょうか。

(芹野委員)

もちろん体罰というのはあったらいけないことだろうと思うので根絶に向けて進んで進めていただきたいんですけど、この22ページや23ページの内容も少し読んでみると、多くの事案は、先生が、まずその生徒に指導を行うってところから発生しているんですけども、その先生が正規の指導を行うべき事案だったのかどうなのか、本当に指導しなくても、実際その入口のところがなくともよかった、という事案もあるのかなと。ただちょっと文章だけの判断なんで何とも言えないんですけど、その辺りの決めごとというか、ちょっとしつけに近いような形もあるような気もするんですけども、どんどん多様化が認められて、自由化が進むにあたって、子どもたちも自分たちは自由なんだっていうような発想をしっかりと持つ子どもたちが増えているので、言われることについて何で言われないといけないのか、のようにそういった何かギャップがそもそも入口にあるような気がするんで、この辺りをもっとこう先生方に、もちろん理解されている先生がたくさんいらっしゃると思うんですけども、改めてそこら辺もご指導されるような機会があってもいいのかなとちょっと感じるんですけど、そのあたりはいかがでしょう。

(植松高校教育課人事管理監)

ご指摘の通り教職員の研修の際に、自分の課題を挙げてもらっております。その中でいくつかの課題を挙げてもらっているんですけども、自分が正しいという気持ちが先行してしまっていて、相手の立場に立つことができなかつたとか、自分の考えを最後まで押し通そうとしたという反省も出てきております。やはりそういった指導のあり方についてもアンガーマネジメントだけではなく、多様性ということを含めて考えていかなければいけない時代になっているのかなと思います。

(芹野委員)

場合によってはいわゆる正義感の強い先生が陥ってしまうケースもあるのかな。なるべくそういったことは救いたいなっていうふうに思います。

(中崎教育長)

よろしく申し上げます。他にございませんでしょうか。

(森委員)

芹野委員もおっしゃったんですけど、熱意があって、子どもたちをよくなる方向に変えたいって思う先生が、行き過ぎてしまうっていう事案もあると思うんですけども、資料を読んでいると子どもたちの態度、子どもとのやりとりの中で、感情が爆発してしまうっていう事例が結構あるなって思いました。アンガーマネジメント研修でも本当によく聞く言葉なんですけど、何秒待ってとか私はそういう情報しかないのですが、何秒待つことができないからおそらく手が出たり、言葉が強めに出たりとかするのかなって思います。やはり熱意のある先生ほど大事にして欲しいと思っていますので、そういう先生たちが、そこに陥らないで済むようなフォローの体制を構築していくっていうのがすごく大事だと思いますし、逆に子どもたちは、自分たちがどの立ち位置にいるのかというのをわかってやっていることもあるんじゃないかと。自分たちは守られている存在だし、守られるべき存在だしという、もしかしたら家庭の中でそういうふうなお母様と先生とのやりとりを聞いて、逆らってもいいじゃないですけども、言うこと聞かなくてもいいっていうような、発想を持つ子どもさんももしかしたらいらっしゃるかもしれないという部分で、先生方の体罰として事案として上がってくるっていうのはもちろん駄目なことなんですけれども、やはりそこだけに取り組むのではなく、家庭環境というか、家庭環境じゃないにしろその子どもの聞く姿勢だったりを取り組みとしてやっていけないのかなと思います。どちらが悪いとかではないんですけども、どうしてもここは教育委員会ですので課題としてこういうものが上がってくれば、先生たちの方に課題があるような協議になってしまうんですが、私はそればかりではないのではないのかなとちょっと思うところがありますので、子どもたちにとっても先生たちにとっても学校が良い環境で回っていくっていうのが一番大事なことでと思いますので、そういうところで良い取り組みが重なって行って、体罰っていうものがなくなっていけばいいなと思っています。

(中崎教育長)

参考にさせていただきます。他にございませんでしょうか。再発というのはあってはならないということでございます。本人の自覚が一番大事でしょうけど、いろいろご指摘あったように、少し案件を掘り下げてその背景を探ることによって今後の再発防止に繋がるようなこともあると思いますので、しっかり検証して、起こらないということを前提に取り組んでいただければと思います。それでは次の報告3についてお願いいたします。

(植松高校教育課人事管理監)

報告 (3)

資料26ページをご覧ください。報告事項3、令和6年度長崎県公立学校教員採用選考試験についてご報告いたします。

項目1の採用予定者数ですが、小学校が260名、中学校120名、高校80名、特別支援学校25名、養護教諭21名の計506名となっております。昨年との比較では、小学校が昨年度と同じ、中学校が10名減、高等学校が17名増、特別支援学校が5名減、養護教諭が1名増となっております。なお、採用予定者数については、児童生徒の増減に伴う学級数の推移状況や、退職者数の推移のほか、再任用の希望状況等を総合的に勘案して決定しています。小学校の例でいきますと、令和6年度の小学校教諭の採用予定者数は260名です。定年延長により、今年度末での定年退職者はいませんが、60歳退職や勸奨退職、再任用退職者の数の見込み、そして特別支援学級の増加、35人学級の段階的な導入による定員増加定数増が、昨年度と同数の採用の要因となっております。27ページをご覧ください。障害者特別採用選考と一次試験の内容を示しています。今年度も障害者特別採用選考による採用予定者数を20名とし、一般選考とは分けて選考を行います。また、社会人特別採用選考の小中学校教諭希望者については、合格後2年以内の免許取得見込みのもの出願を可能としたり、新たな免除制度を設けたりするなど、優秀な人材確保に努めて参ります。

項目2、3には、出願手続き等を示しています。5月15日から出願を開始し、25日の午後5時までの出願期間としております。小学校中学校の本免の申請者で、第二次試験のオンライン受験を希望するもの、出願期間については7月28日金曜日までとしております。

4の試験日程ですが、一次試験を7月9日日曜日、長崎西高校と長崎商業高校を会場として実施いたします。二次試験については、8月23日から9月4日にかけて、それぞれ記載の会場及び内容で試験を実施いたします。

項目5ですが、内定通知は10月6日頃発送予定としています。また、小中学校のオンライン受験者も同日発送予定としています。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響も懸念されますが、現時点では予定通り実施を考えております。実施予定実施要綱には、試験日、試験会場及び試験内容等が変更になる可能性があることを記し、その際はホームページでお知らせすることとしています。

なお、試験日については、九州各県統一日に実施するようにしています。また、3密を避けるために、昨年度までは試験会場として、長崎西高校、長崎商業高校、教育センター、計3会場で実施して参りましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症と位置付けられたこともあり、九州各県のコロナ禍前の状況に戻しておることから、本県もコロナ禍前の2会場実施に戻したいと考えております。以上で報告を終わります。

(中崎教育長)

質

疑

ただいまの報告につきまして、ご質問ご意見等ございますか。

(廣田委員)

今の説明だと試験は九州各県統一をしていて、その日に実施しているということでしょうか。

(植松高校教育課人事管理監)

九州各県で統一した日にやっております。

(廣田委員)

おそらく民間企業とかその他の企業の状況を調べてみたら、採用が年々早くなっている。今小学校の倍率が1.何倍っていうおそらく長崎県は全国的にも、最も低い部類に位置する状況だと思います。人材を確保するのに、この採用試験の時期がこの時期でいいのかなってというのがまず1点。内外教育のなかに神奈川県が小学校教員の採用試験を通常夏に加えて秋にも実施すると。他県は必死になって人材確保のために2回実施の体制を取ろうとしている。大学の推薦制度も、現在の大学4年生から大学3年生に変更するということをやって、早めに民間企業よりも早めにいい人材を採用しようとしている。そういうことを踏まえると、九州各県で統一して採用試験をするっていうのは本当に適当なのかどうか。もう自由競争にしているんじゃないか。統一するのがいいのか、あんまり競争しないようにということなのかよくわからないけれど、そういうことを踏まえて、教育委員会内部でもう少しこの教員の採用については考えていったほうがいいんじゃないでしょうか。

(植松高校教育課人事管理監)

採用試験の前倒しにつきましては昨年10月に文部科学省の方でも会合が行われておりまして、5月に一次試験を実施して7月二次試験、8月に合格発表という案や、4月頃に一次試験をやって6月二次試験、7月ぐらゐに合格発表という案を示しております。本県におきましても早期化される場合の準備については少しずつ整えておるところでございますが、その日程については、今後さらに検討して参りたいと考えております。

(中崎教育長)

少し前倒したときによさそうに見えるんだけどそうじゃないことがあったじゃないですか。そこをご説明したほうがいいと思うんですけど。結局併願を可にしているのでも、前倒しにしてもよそに流れて結果としてあんまり変わらないみたいなの、他県の事例が出ているみたいなんですけどそこら辺を少し説明してください。

(植松高校教育課人事管理監)

前倒しすることによって、1年前倒しという形もあるんですがそ

ここで合格は出せるけれども内定という形では出せないといったこともあります。

(谷口義務教育課人事管理監)

採用試験の実施を5月や6月の早くにやるところも、今の段階でも何県かございます。例えば高知県などは5月に実施をしているんですが、しかしながら、一番全国で早い実施日で多くの受験者があるんですけども、併願ができますから辞退者も大変多いわけです。そうなってくると、本当にそこを志願して受ける方がどのくらいいるのかという見込みを出すのが大変難しくなるという現状もございます。ですので九州の場合はそういったことがないようにということで、統一日でやりましょうということになっております。

(中崎教育長)

そういったところも踏まえながらちょっと検討していかないと。

(廣田委員)

九州で統一するのがいいのか悪いのか、そこまで含めて検討していかないと。おそらく長崎県の1.1倍か1.2倍だったでしょう、確か数字がね。その数字の中で本当の人材を確保するっていうのは大変だと思うんですよ。民間企業はもっと厳しく、おそらく大学3年生ぐらいをターゲットにしてもう採用始めているんじゃないかと。その辺のことも踏まえてやっていかないと、内定を出して、そしてそれから辞退者が出たとしても、そのあとにまた合格者を出していけばいいんだろう。そんなに問題はないんじゃないかと私は思うんですけどね、早くするということについては。

(谷口義務教育課人事管理監)

確かに今の動きの中では3年次に採用試験をやろうと言う動きが関東を中心に出てきているんですが、それは民間と比べた時に採用試験の実施時期が教員の場合どうしても後になってしまって、民間に流れていってしまうという現状があって、3年次にやりましょうということになっております。この3年次にやるというのも、採用試験をやるには問題作成をする必要がありまして、問題作成を各県、1県でやっているところが多いのでその作成をする期間がどうしても必要なので、今まで7月頃にやっている県が多いです。5月や6月となりますとなかなか難しいということで、1年前倒しで、もう3年次の7月にやろうというところがあるわけですけども。本県も早くに試験を実施するようなことも踏まえて問題作成については外部委託の検討を現在しておりますので、その準備は少しずつ進めているところであります。

(中崎教育長)

補足ありますか、高校教育課長どうぞ。

(田川高校教育課長)

今し方義務教育課人事管理監の方から話がありました教員採用試験の問題の作成につきましては、今現在外部委託の検討を進めておりまして、九州管内同一日程でございますので、九州管内で費用を負担して、そして外部発注できないかという動きもございますので、そういったところを含めて、同一日程であればそういうメリットも出てくるというところで、今現在検討しているというような、そういう状況もございます。

(中崎教育長)

まさに今年度の九州地方教育長協議会で議題として上がっていますので、今の教員不足の状況は各県同じでございますので、どういう形がいいのか。根本的なところから考えていけないと思っています。先ほどのように自前で作っているようなところもあるんですよね。これは文科省の方と意見交換すると、例えばもう国の方が共通 1 次のような形で一次試験を全国共通の内容で早くマークシートでやって、あと個別に面接を含めて各県がそれぞれの事情で採用していくとか。それは教員の働き方改革に繋がりますし、根っここのところで国の方もいろいろ議論を進めておりますので、そういった中で本県としてどうしていくかというのもしっかり議論して、また委員の皆さんにもご協議していきたいと思えます。

他にございませんでしょうか。

(芹野委員)

基本的には職業選択の自由というのは、すべからくの人にあるわけですから、自分たちだけだとなかなか難しいと思います。民間企業も同じで、やはりどうしても自由競争の中で取った取られたとか先にやるやらないということがあるんですけど、これはもう皆さんもご承知だと思えども、そもそもその職業や職種に魅力があるのかどうかということが一番大きな要因になるので、その魅力をどう高めて、高めた部分をどうPRできるのか、いわゆる僕らが大学の頃の、何となく長崎の教員は離島に行かないと行けないからね、というような話も具体的に出たりしていましたが、離島に行くことが何もマイナスではなく、むしろ素晴らしいこともたくさんあるわけですから、そういったところをしっかりとPRできるようにして、最後はそのやっぱり中身のところの勝負になるのかな、小手先の日にちとかそういうものよりも、やはりその根本的な中身のところが本当に魅力的なものにならない限りにおいては、なかなかこの職員数というのは増えないと思うので、一つの課ではなかなか難しい問題だと思いますけど、そういったところで広く取り組まれることを期待します。

(中崎教育長)

まさにおっしゃる通りだと思っていて、教員の採用試験の前倒し等も考えているんですが、根っこのところで結局学生たちが今先生になりたくても、自分のプライベートな時間を犠牲にしてやるような学校現場じゃないかっていう不安や不満を持っている学生が多いので、そうするとさっき言ったような、私は働きがい改革と呼ぼうと思っているんですけど、単に時間を短縮することじゃなくて、しっかり働き方を見直して、子どもに向き合う時間を作って、それを顕在化して発信して、先生というのはこういう魅力があるんだよと、そういった生き生きとした先生を作る環境づくりということが、まずは大事だと思いますので、そこと合わせて検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。他にございますか。森委員。

(森委員)

先ほど教育長が環境づくりっておっしゃっていましたが、やはり現場で働いていらっしゃる先生方が、いや、先生はやめたほうがいいよって言うような業務実態の中では、生徒たちが憧れを持って教員を目指そうというふうには、なかなかないだろうと。大変なことが9割ぐらいで、やりがいが1割ぐらいだっていうような声を聞くこともあるんですね。その1割にやりがいを持って頑張ってる先生がたくさんいらっしゃるって、すべての方が1割とは言いませんけど、やはり先生がそう言う時にちょっと本音が出てしまうような、業務量の多さというか、自分の時間がなかなか持てないとかという部分を根本的に改善していかないと働きたいとはなかなかないだろうと思います。頭のいい子ほど、よりいい環境を求めていくと思いますので、やはり現場の先生たちが、いやいや先生っていいよって言って、こういうことができようということもやれて学べて、あなたたちと出会えてとか、前向きな言葉が出てくるような環境づくりを、まずはしていくことが大事なんじゃないかなと思います。特に高校とかだと、もう大学受験で目指す方向が固まってくる時期ですので、例えば高校の先生とかが、より前向きに子どもたちにアドバイスできるような体制ができていったらいいのかなと思います。

報告 (4)

(中崎教育長)

しっかりそのような点も踏まえてですね、進めて参りたいと思っております。それでは、よろしいでしょうか。次に報告事項4についての説明をお願いいたします。

(犬塚教育政策課長)

令和4年度に実施された監査の結果及び措置状況についてご報告いたします。お手元にお配りしております当日配布資料、報告事項(4)をご覧ください。

「1 監査の結果」でございますが、(1)令和4年度普通会計定

期監査については、令和4年9月から令和5年2月にかけて、地方機関、教育機関、県立学校において、実地監査28ヶ所、書面監査48ヶ所が実施されました。その結果は に記載の通り、指摘24件、意見1件、指導77件となっております。(2)令和4年度財政援助団体等監査でございますが、これは県から補助金や交付金など、財政的援助を受けている団体が対象となる監査でございます。教育委員会関係では、鹿町工業高等学校寄宿舎運営協議会が監査を受け、指導1件となっております。

次に、指摘事項等の主な内容についてご説明いたします。資料変わりまして、表紙右上に報告事項(4)資料 とございます「監査の結果について」という資料をご覧ください。ページが重複しており、見づらくて申し訳ございませんが、下段のページ数で13ページをお開きください。資料の中ほど「8 教育庁」(1)収入については、生産物の販売に係る歳入の徴収を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていないとの指摘を受けております。(2)予算の執行については、備品購入において地方機関で購入することができる金額を超えて購入している、などの指摘を受けております。(3)契約については、PCR検査において、見積書を徴取していないなどの指摘を受けております。14ページをお開きください。(4)工事については、ろ過装置ろ材取替工事において、設計に誤りがあり、予定額の積算が不十分であるとの指摘を受けております。続いて(5)物品については、カヌー艇庫に保管している数等につきまして、学校所有以外のものが多数置かれており、管理が不十分などの指摘を受けております。また、(6)財産の管理については、学校内の施設及び設備について、学校保健安全法に定める学校安全計画が策定されておらず、安全点検が実施されていないなどの指摘を受けております。続いて15ページをご覧ください。(7)その他については、公金支出情報システムにおいて個人名を表示しているなどの指摘を受けております。16ページをお開きください。「第4 意見」でございます。資料の中段中ほどです。(1)学校保健安全法に定める学校安全計画の策定等について、所管課に対し県立学校に対し指導徹底することとの意見がなされております。資料飛びまして22ページをお開きください。22ページ以降の部分でございますが、こちらにつきましては先ほど申し上げました財政援助団体等の監査の結果でございます。指摘事項はございませんでしたのでこちらにつきましては、説明を省略させていただきます。以上が監査の結果の概要となりますが、続きまして監査の結果に係る措置状況について、対応に係る措置状況についてご説明いたします。資料変わりまして、表紙右上に報告事項(4)資料 とあります、「監査の結果に係る措置状況について」をご覧ください。監査の指摘と意見につきましては所属において講じた措置を5月末までに監査委員宛通知することとされております。普通会計定期監査結果、後期に係る措置状況につきましては、この資料の1ページから9ページに記載の通りでございます。

質

疑

以上が監査委員に報告する内容でございますが、指摘意見、指導とも、財務会計の事務の基本的事項への認識不足、あるいは単純ミスによるものも多く見られます。令和4年度の監査結果を受けまして、以前、県立学校での校内研修に加え、重点チェックリストを活用したチェックに取り組むなど、事務処理適正化のための対策を講じているところでございます。今回の指摘を受けた所属においてこうした措置につきましては、すべての所属で取り組むべきことと考えており、教育委員会全体で情報を共有し、より一層の事務処理の適正化に努めて参りたいと考えております。

以上、監査の結果及び措置状況についての報告を終わります。

(中崎教育長)

ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見ございますか。

(廣田委員)

この厚い資料の4ページ、県立学校が突出して数が多いのですが、これは監査委員の方が県立学校の実地監査を増やしたということなんですか、それとも何か書類上調べて不備が多かったので実地監査も多く、書面監査も多いということなんですか。

(犬塚教育政策課長)

こちらの数字が多い点については、そもそもの対象となる件数が多いということで認識をしておりました。

(中崎教育長)

去年も大体同じぐらいで毎年このぐらいの件数ですかね。

(犬塚教育政策課長)

そうですね。

(中崎教育長)

そういうことでいいですか。事務方。

(犬塚教育政策課長)

はい。

(中崎教育長)

毎年こういう件数ということなので、県立学校だけですよね。いつも県立学校こんなふうにならなくて、特に今年が何かあって、多かっただけのことじゃないってことでいいんですか。

(犬塚教育政策課長)

はい。そうです。

(廣田委員)

やはり数多く検査すると不備なところがいっぱい出てくるような感じするもんだから。

(中崎教育長)

確かに知事部局と比べて3倍というのは、50いくつしかないのに。

(廣田委員)

傾斜されるっていうような感じにちょっと。

(中崎教育長)

確かに、なにか監査事務局に申し入れしてもいいぐらいですね。他にございませんでしょうか。

(森委員)

パッと見なんですけど去年まで2年連続であった薬品の管理についての指摘が今年はなかったのも、そこはよかったなと今見て思ったことの感想です。

(芹野委員)

この16ページのところ、資料でいうと7ページと9ページにもあるんですけど。措置状況についてこの安全計画の策定がなされていないっていうのは、ちょっと大きな問題なのかなと思うのですが、これは具体的にはどんな計画を指しているのでしょうか。

(犬塚教育政策課長)

もともとですねこの安全計画というのは学校保健安全法にあって、定める必要があるとされているんですけども、そこについて策定がなされていないという指摘でございます。

(芹野委員)

具体的にはその学校運営するにあたっての何か全体的な計画なのか、なにか保健衛生についてなのか、そのあたりの計画の中身の範囲とか詳細の部分がこの文章だけだと読み取りにくいので、そこら辺を少し具体的に教えてくだされば助かります。

(中崎教育長)

もし課長が答えなければ、事務局から。児童生徒支援課長。

(長池児童生徒支援課長)

先ほど説明がありました学校保健安全法に基づいて、学校の方で、学校の安全を確保するための定期点検を行うことが義務づけられておまして、その定期点検を何月にどういう形で行うのかとい

うことの、計画がきちっと示されていて、その計画に基づいて実行されているということが、ここでは求められております。今回、点検そのものは聞くところによればなされてはいるんですが、当初のその計画というものをきちっと設定して行っていなかったということです。具体的に言うと、いろいろなチェックリストがあるんですが、校内の危険箇所であるとか、生徒が使うところで安全が危惧される場所とか、そういうところをちゃんと学校の方で、箇所を挙げて、ポイントを上げて、そういったところを定期的に点検するように法律で定められておまして、そういった計画を年間のものとして作成をした上で、定期点検を行うというのが、本来のこの法律で定めている業務ということになっております。それが今回の指摘によってそれがしっかり策定されていなかったという、そういう指摘があったということでご理解いただければと思います。

(芹野委員)

学校保健安全法について私は読んでないもんですから、わかりにくいんですけども、通常ホテルとかで言うと、消防法に基づく点検事項があって、その点検のスケジュールなり、項目を作った上で、一つ一つしかるべき担当者が点検していくチェックリストを作っているんですけど、今のお話によると広く学校の安全に関わるものすべてという、かなりの点検項目が上がってくるのかなと思うんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

(長池児童生徒支援課長)

確かに、正直やり始めたらきりがないようにたくさんあるんですけども、ただ特にその日常的に生徒が使うところ、校舎が中心になると思います。教室であるとか、階段であるとか、廊下であるとか、体育館であるとか、いろんな施設、特に子どもたちが日常的に教育活動の中で使う箇所についてのいろんな案件、これをきちっと点検をするということが求められておりますので、そういうところを中心に各学校の状況に応じて、点検箇所を作って、そしてそこについて確か学期に複数回やるというような設定の規定がされているんですけど大体どこの学校も月に1回はやっているものなんですが、それが年間計画に基づいて行われているということが求められておまして、そのもともとの計画がきちんと策定されてなかった学校が今回散見されたという、そういう指摘というように理解しております。

(芹野委員)

法律に基づいてやるべき事項であれば、しっかりとやらなければいけないと思いますので、それぞれの学校によって危険箇所とか安全点検箇所が違うということであれば、それぞれから提出させた上で、それについてきちんと押さえるべきところを押さえてあるかどうかをしっかりとチェックするような、そういった目が大切なような

気もするんですけど、学校で作って学校で任せて学校で終わってっていいのかなってところでちょっと疑問に思いますが、そういうことではないということによろしいのでしょうか。

(長池児童生徒支援課長)

消防法に基づく点検とかは、必ず業者をお願いしてやっておりますし、あと先ほど出ました薬品とかそういうのも、基本的には職員の方で見るとは思いますが、取扱いとか非常に嚴重なものについては、そういった業者にもお力をいただきながらやっているというのが現状です。

(中崎教育長)

報告 (5)

他にございませんでしょうか。よろしいですかね。しっかり監査の指摘、ケアレスミスというか、毎回受けて同じようなことはしないというようなことでしっかり臨んでいきたいと思っております。それでは最後の報告お願いいたします。

(長池児童生徒支援課長)

報告事項(5) 冊子の31ページ以降をご覧ください。概要の1をご覧くださいればわかりますように、長崎っ子の心を見つめる教育週間における県教育委員等の学校訪問についてご説明をいたします。

趣旨についてはご覧いただければわかりますように、毎年、県教育委員会の方では一定期間を、長崎っ子の心を見つめる教育週間として、すべての公立学校で、保護者や地域住民の皆様に学校の教育活動を公開しております。期間につきましては、昨年度から各学校が、実態や地域の状況に応じた弾力的な取り組みができるよう、前期を5月から7月、そして後期を9月から11月というふうにしております。各学校においては、道徳の授業等の公開及び「SNSノートながさき」を活用した取り組みを行い、命を大切にする心や思いやりの心を育む事業を展開することとしております。情報モラルについての学びを通して、相手の立場に立った言動等を大切にする授業や、いじめはどんな理由があってもいけないことだという意識を育ててまいります。また期間中は、県教育委員の皆様が、県内の特色ある教育活動を実施している学校を訪問しておりますが、今年度も、県PTA連合会、県公立高校PTA連合会の同行のもと、7月13日に県立鶴南特別支援学校を訪問し、授業参観等を行う予定です。同校は、近隣の小中高等学校との交流及び共同学習、地域貢献ボランティア作業バザーなど、地域社会と、連携した学習を積極的に行っております。詳細につきましては、追ってまたご連絡を差し上げますので、教育委員の皆様には、日程調整等でご協力いただくことになるかと存じますが、よろしくお願いいたします。

今後も地域や学校の必要に応じ、学校家庭地域の連携の充実を図りながら、各学校における本教育週間を活性化させることにより、

命を輝かせて生きる心豊かな学校の育成に努めて参ります。

(中崎教育長)

ぜひご都合をつけていただいて特別支援学校の方に参加したいと思いますので、皆さんご参加いただければと思います。

ご質問等は、ございませんかね。

それでは次の議案審議から非公開で行いますので、報道関係者の方は退席を願います。この報告は 1 件だけでございますので整次第開始します。